

東京都緊急輸送道路沿道建築物耐震化等促進事業補助金交付要綱

制定 平成 25 年 4 月 1 日

24 都市建企第 1218 号

最終改正 令和年 6 年 9 月 4 日

6 都市建企第 467 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都緊急輸送道路沿道建築物耐震化等促進事業制度要綱（平成 20 年 4 月 1 日付 19 都市建企第 886 号。以下「制度要綱」という。）第 10 条の規定に基づき、区市町村に対し緊急輸送道路沿道建築物耐震化等促進事業に要する費用の一部を補助する都の補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

(通則)

第 2 条 緊急輸送道路沿道建築物耐震化等促進事業に係る補助金の交付に関しては、東京都補助金等交付規則(昭和 37 年東京都規則第 141 号)及び制度要綱に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 3 条 この要綱における用語の意義は、制度要綱に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

- 一 マンション 共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が 1,000 m²以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として 3 階以上のものをいう。
- 二 分譲マンション 2 以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号。以下「区分所有法」という。）第 2 条第 2 項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第 2 条第 3 項に規定する専有部分をいう。）がある共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもので店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 未満のものを含む。）をいう。
- 三 占有者 沿道建築物の所有者（区分所有者を含む。）との間に締結された賃貸借契約に基づき、区市町村が定める期間継続して当該沿道建築物に存する者をいう。
- 四 経過措置沿道建築物 制度要綱（令和 5 年 3 月 24 日 4 都市建企第 1069 号）附則第 2 項の規定により、経過措置の対象となる沿道建築物をいう。
- 五 国の補助相当額 経過措置沿道建築物を沿道建築物として扱うとした場合に、区市町村が社会資本整備総合交付金要綱又は地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金要綱に基づいて受けることができる補助額に相当する額をいう。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、制度要綱に基づき、緊急輸送道路沿道建築物耐震化等促進事業を実施し、又は実施する者に対して補助を行う区市町村とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で次の各号に定めるとおりとする。ただし、補助対象事業のうち、既に本事業における補助金の交付を受けた部分に係る費用は除く。

一 一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業の補助金の額は、別表1の範囲内であって、国の補助額を超えない額とする。ただし、経過措置沿道建築物を対象とする場合は、本号及び別表1の「国の補助額」を「国の補助相当額」と読み替えた額に、国の補助相当額を加算した額とする。

二 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業の補助金の額は、別表2の範囲内であって、国の補助額を超えない額とする。ただし、既に特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化準備事業における補助金の交付を受けた住宅及び建築物に係る補助対象事業費の限度額は、別表2に定める補助対象事業費の限度額から別表6に定める補助対象事業費の額を減じた額とする。

また、経過措置沿道建築物を対象とする場合は、本号及び別表2の「国の補助額」を「国の補助相当額」と読み替えた額に、国の補助相当額を加算した額とする。ただし、既に特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化準備事業における補助金の交付を受けた住宅及び建築物に係る補助対象事業費の限度額は、別表2に定める補助対象事業費の限度額から別表6に定める補助対象事業費の額を減じた額とする。

三 耐震診断の結果 I_s 値が 0.3 未満相当若しくは I_w 値が 0.7 未満相当又は倒壊の危険性が高いと判断された特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修、建替え又は除却を実施する場合は、別表3に定める範囲で別表2に定める額に加算することができる。ただし、加算する額は、区市町村の補助額全体の 1/3 を限度とし、別表2で耐震改修、建替え又は除却に係る補助対象事業費に対して国、都及び区市町村が補助する費用の割合を、別表3で加算の基礎となる額に対して都及び区市町村が補助する費用の割合が超えない範囲とする。ただし、経過措置沿道建築物を対象とする場合は、本号中「国、都及び区市町村が補助する費用」を、「国の補助相当額、都及び区市町村が補助する費用」と読み替える。

四 占有者が存する一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修、建替え又は除却を実施する場合は、別表4に定める範囲で別表1に定める額に加算することができる。ただし、加算する額は、別表1で定める耐震改修、建替え又は除却に係る補助対象事業費の 1/30 を限度とする。

五 占有者が存する特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修、建替え又は除却を実施する場合は、別表5に定める範囲で別表2に定める額に加算することができる。ただし、加算する額は、別表2で定める耐震改修、建替え又は除却に係る補助対象事業費の 2/45

を限度とする。

六 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化準備事業の補助金の額は、別表 6 の範囲内の額とする。

(一括設計審査(全体設計)の申請及び承認)

第 5 条の 2 補助事業者は、補助金を充てて施行しようとする工事等の施行年度が 2 か年度以上にわたる場合は、初年度にまとめて知事の設計審査(以下「一括設計審査(全体設計)」という。)を受けなければならない。

2 一括設計審査(全体設計)を受けようとする者は、当該事業に係る補助金の交付申請前に、一括設計審査(全体設計)の事業(以下「全体設計(全体事業)」という。)及び当該事業における年度ごとの事業(以下「全体設計(各年度事業)」という。)に係るそれぞれの事業費の総額及び完了予定期日等について、次の各号に定める書類を提出しなければならない。ただし、第 4 項の規定に基づく事業を申請する場合は、この限りでない。

一 一括設計審査(全体設計)申請書(別記第 1 号様式)

二 一括設計審査(全体設計)申請住宅及び建築物一覧(別記第 1 号様式の 2)

三 工程表

四 その他知事が必要と認める書類

3 知事は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合には当該一括設計審査(全体設計)を承認し、一括設計審査(全体設計)承認書(別記第 2 号様式)により申請者に通知し、適当でないと認めた場合には通知書(別記第 3 号様式)により申請者に通知するものとする。

4 補助事業者は、補助金の交付決定後において、当該年度に事業が完了せず事業の施行年度を 2 か年度以上にわたることとした場合は、全体設計(全体事業)及び全体設計(各年度事業)に係るそれぞれの事業費の総額及び完了予定期日等について、次の各号に定める書類を知事に提出しなければならない。

一 一括設計審査(全体設計)申請書(別記第 1 号様式)

二 一括設計審査(全体設計)申請住宅及び建築物一覧(別記第 1 号様式の 2)

三 工程表

四 その他知事が必要と認める書類

5 知事は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合には当該一括設計審査(全体設計)を承認し、一括設計審査(全体設計)承認書(別記第 2 号様式)により申請者に通知し、適当でないと認めた場合には通知書(別記第 3 号様式)により申請者に通知する。

6 一括設計審査(全体設計)の承認を受けた事業に係る全体設計(各年度事業)の補助金額の算定に当たっては、全体設計(全体事業)に着手する時点における要綱を適用し、かつ、全体設計(全体事業)の事業費をもとに算出した額に全体設計(各年度事業)の事業割合を乗じた額以内とする。ただし、補助金額の算定に当たり別の算定によることについ

て知事が必要と認める場合は、この限りでない。

(一括設計審査(全体設計)の変更)

第5条の3 一括設計審査(全体設計)の承認を得た者は、全体設計(全体事業)及び全体設計(各年度事業)の総額等の変更が生じた場合は、速やかに次の各号に定める書類を知事に申請しなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りでない。

- 一 一括設計審査(全体設計)変更申請書(別記第4号様式)
- 二 一括設計審査(全体設計)申請対象住宅及び建築物一覧(別記第4号様式の2)
- 三 工程表
- 四 その他知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の申請による変更を適当と認める場合には変更を承認し、一括設計審査(全体設計)変更承認書(別記第5号様式)により申請者に通知し、適当でないとする場合には通知書(別記第6号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請及び交付決定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(別記第7号様式)に、次の各号に定める書類を添えて知事に申請しなければならない。

- 一 補助事業内容及び補助金額算出内訳書(別記第7号様式の2)
- 二 その他知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合には補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(別記第8号様式の1)により申請者に通知し、適当でないとした場合には通知書(別記第8号様式の2)により申請者に通知する。

(申請の撤回)

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、補助金交付決定通知書受領後14日以内に補助金交付申請の撤回をすることができる。

(交付決定の変更)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定後において、補助金額の変更等が生じた場合は、速やかに補助金交付変更申請書(別記第9号様式)に、次の各号に定める書類を添えて知事に申請しなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りでない。

- 一 補助事業内容及び補助金額算出内訳書(別記第9号様式の2)
- 二 その他知事が必要と認める書類

2 前項の軽微な変更は、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 事業の内容の変更 補助金の交付決定額の変更を伴わず、かつ、各区分(一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業及び特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業ごとにおける耐震アドバイザー派遣、耐震診断、補強設計及び建替設計並びに耐震改修、

建替え及び除却並びに特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化準備事業における耐震性能向上の別をいう。次号において同じ。) の件数に変更がないもの。

二 経費の配分の変更 補助金の交付決定額の変更を伴わず、かつ、各区分の経費間の流用額が当該年度の全経費に対して3割未満であるもの

3 知事は、第1項の申請による変更を適当と認める場合には交付決定を変更し、補助金交付変更決定通知書(別記第10号様式)により補助事業者へ通知し、適当でないと認める場合には通知書(別記第11号様式)により補助事業者へその旨を通知するものとする。
(事業遅延等の報告)

第9条 補助事業者は、本事業が知事の指定する期限までに完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、報告書(別記第12号様式)により速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。

(承認事項)

第10条 補助事業者は、補助金の交付の決定通知を受けた後、特別な理由が生じたため本事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、事業の中止・廃止申請書(別記第13号様式)により知事に申請するものとする。

3 知事は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、承認する場合は、承認書(別記第14号様式)により、承認しない場合は、通知書(別記第15号様式)により、補助事業者へその旨を通知するものとする。

(遂行命令)

第11条 知事は、補助事業者が提出する報告、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、本事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該事業を遂行すべきことを命じることができる。

(実績報告)

第12条 知事は、補助事業者が本事業を完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、知事が指定する期間内に実績報告書(別記第16号様式)に、次の各号に定める書類を添えて実績を報告させるものとする。第10条第3項の規定により廃止の承認をした場合もまた同様とする。

一 補助事業成果及び補助金精算額算出内訳書(別記第16号様式の2)

二 その他知事が必要と認める書類

2 知事は、次条により補助金の額を確定した後において、知事が必要と認める場合は、実績修正報告書(別記第17号様式)に、次の各号に定める書類を添えて実績を報告させるものとする。

一 補助事業成果及び補助金精算額算出内訳書(別記第17号様式の2)

二 その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 13 条 知事は、実績報告を受けたときは、実績報告書の審査、必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る本事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記第 18 号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

2 補助金の額の確定は、交付決定額の範囲内で行うものとする。

(補助金の交付)

第 14 条 知事は、前条の規定により確定した額について、補助事業者から請求書（別記第 19 号様式）による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(概算払)

第 14 条の 2 前条の規定にかかわらず、補助事業者は、額の確定前に事業が完了した部分について、概算払の請求をすることができる。この場合において、知事は、補助事業者からの請求書（別記第 20 号様式）による請求内容の審査及び必要に応じて行う現場調査等により、補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、前項に基づき概算払を受ける場合には、次の各号に定める書類を請求書（別記第 20 号様式）に添えて知事に提出しなければならない。

一 補助金出来高額算出内訳書（概算払用）（別記第 20 号様式の 2）

二 その他知事が必要と認める書類

3 第 12 条及び第 13 条の規定は、第 1 項に基づく概算払を行った場合において準用する。

4 補助事業者は、前項において準用する第 13 条の規定により補助金額確定通知書を受け取ったときは、速やかに概算払精算書（別記様式第 21 号）を知事に提出するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第 15 条 知事は、第 6 条第 2 項の規定に基づく補助金の交付決定後の事情の変更等により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、本事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

一 補助金の交付決定後、天災地変その他の事情変更により、本事業（一括設計審査（全体設計）の承認を受けた事業のうち、全体設計（各年度事業）について既に補助金の交付を受けたものは、当該全体設計（全体事業）における残りの年度の事業を含む。以下この条及び第 16 条において同じ。）の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

二 偽りその他不正の手段により、この補助金の交付等を受けたとき。

三 本事業を中止し、又は廃止したとき。

四 補助金を他の用途に使用したとき。

五 本事業を予定の期間内に着手せず、又は完了しないとき。

六 補助対象事業費の精算額が補助金交付決定時の補助対象経費に達しないとき。

七 補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他関係法令又は交付決定に基づく命令に違反したとき。

八 事業内容、事業費及び事情の変更等により補助金が減額になったとき。

3 前項の規定は、第 13 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(補助金の返還)

第 16 条 知事は、前条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、本事業の当該取消しに係る部分に関して、既に補助金を交付している場合において、返還すべき金額があるときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(違約加算金)

第 17 条 知事は、第 15 条の交付決定の取消しによる補助金の返還について、同条第 2 項第 2 号、第 4 号又は第 7 号に該当する場合においては、次の第 1 号から第 3 号までの規定により、補助事業者をして違約加算金を納付させなければならない。ただし、算出後の額が 100 円未満の場合はこの限りでない。

一 違約加算金は、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95%の割合で計算する。

二 前号による規定の適用について、補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合は、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次遡り、それぞれの受領の日において受領したものとして計算する。

三 この条の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充当する。

四 知事は、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納付日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を納付させなければならない。ただし、算出後の額が 100 円未満の場合はこの限りでない。

五 前号の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(補助金の経理)

第 18 条 知事は、補助事業者をして本事業についての収支簿を備え、他の経理と区別して、本事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにさせるものとする。

2 知事は、補助事業者をして前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに本事業の完了の日の属する年度（一括設計審査（全体設計）の承認を受けた事業のうち、全体設計（各年度事業）について既に補助金の交付を受けたものは、当該全体設計（全体事業）の完了の日の属する年度とする。第 19 条において同じ。）の終了後 5 年間保存させなければならない。

（記録の保管）

第 19 条 知事は、補助事業者をして本事業の実施内容に関する記録について本事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存させなければならない。

（実施期間）

第 20 条 補助事業者は、補助金を受けようとする年度の末日までに本事業を完了するものとする。

（財産処分の制限）

第 21 条 補助事業者が補助事業により取得し、又は効用を増加した次に掲げる財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けさせなければならない。ただし、補助金等の交付の目的、交付額又は当該財産の耐用年数を勘案し、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間を準用した期間を経過した場合は、この限りでない。

一 不動産

二 船舶

三 前二号に掲げるものの従物

四 立木

五 取得価格又は効用の増加額が単価 50 万円以上の工作物、機械及び器具で、補助目的達成上特に必要と認められるもの

六 前各号のほか、補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるもの

附 則 （平成 25 年 3 月 22 日 24 都市建企第 1218 号）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 26 年 1 月 9 日 25 都市建企第 900 号）

1 この要綱は、平成 26 年 1 月 9 日から施行する。

2 施行前に、建築物の所有者が区市町村に対して耐震診断の助成金の交付申請があったものについては、改正前の本要綱を適用する。

附 則 （平成 26 年 4 月 1 日 25 都市建企第 1099 号）

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 施行前に、建築物の所有者が区市町村に対して耐震診断の助成金の交付申請があったものについては、改正前の要綱を適用する。

附 則 （平成 28 年 3 月 30 日 27 都市建企第 1199 号）

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 施行前に、建築物の所有者が区市町村に対して耐震診断の助成金の交付申請を行った事業については、改正前の要綱を適用する。
- 3 施行前に、（社会資本整備総合交付金交付申請等要領（平成 23 年 3 月 11 日制定）第 7 に規定する社会資本整備総合交付金の一括設計審査（全体設計）を受け、補強設計、耐震改修、建替え又は除却に係る契約を締結している建築物に係る事業については、改正前の要綱を適用する。）

附 則 （平成 29 年 3 月 31 日 28 都市建企第 1198 号）

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の別表 2 に掲げる耐震診断に要する費用の補助に係る規定は、建築物に対する耐震診断が平成 29 年 3 月 31 日（都が確認した特定緊急輸送道路沿道建築物（平成 28 年 4 月 1 日以降に確認したものに限る。））については、平成 31 年 3 月 31 日）までに完了するものについては、なお効力を有するものとする。
- 3 施行前に、社会資本整備総合交付金の交付決定を受け、耐震アドバイザー派遣、耐震診断、補強設計、耐震改修、建替え又は除却に係る契約を締結している建築物に係る事業については、改正前の要綱を適用する。
- 4 施行前に、社会資本整備総合交付金交付申請等要領（平成 23 年 3 月 11 日制定）第 7 に規定する社会資本整備総合交付金の一括設計審査（全体設計）を受け、耐震アドバイザー派遣、耐震診断、補強設計、耐震改修、建替え又は除却に係る契約を締結している建築物に係る事業については、改正前の要綱を適用する。

附 則 （平成 30 年 3 月 30 日 29 都市建企第 1365 号）

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 3 月 31 日 28 都市建企第 1198 号による改正前の別表 2 に掲げる耐震診断に要する費用の補助に係る規定は、住宅及び建築物に対する耐震診断が平成 29 年 3 月 31 日（都が確認した耐震化推進条例第 8 条第 1 項の規定による特定沿道建築物（平成 28 年 4 月 1 日以降に確認したものに限る。））については、平成 31 年 3 月 31 日）までに完了するものについては、なお効力を有するものとする。
- 3 施行前に、社会資本整備総合交付金交付申請等要領（平成 23 年 3 月 11 日制定）第 7 に規定する社会資本整備総合交付金の一括設計審査（全体設計）（以下「国の一括設計審査（全体設計）」という。）を受けずに社会資本整備総合交付金の交付決定を受け、耐震アドバイザー派遣、耐震診断、補強設計、耐震改修、建替え又は除却に係る契約を締結している住宅及び建築物に係る事業については、補助金の算定に当たっては改正前の要綱を適用し、かつ、平成 30 年年度中に限り第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づく一括設計審査（全

体設計)を申請することができる。

- 4 施行前に、国の一括設計審査(全体設計)を受け、耐震アドバイザー派遣、耐震診断、補強設計、耐震改修、建替え又は除却に係る契約を締結している建物に係る事業については、補助金の算定に当たっては当該事業着手時点の要綱を適用し、かつ、平成30年度中に限り第5条の2第1項の規定に基づく一括設計審査(全体設計)を申請することができる。

- 5 第3項及び前項の一括設計審査(全体設計)の申請については、第5条の2の規定を準用する。第3項においては、同条第4項中「次の各号に定める書類を」とあるのは、「社会資本整備総合交付金の繰越手続きに係る書類を添えて」と、前項においては、同条第2項中「次の各号に定める書類を」とあるのは、「国の一括設計審査(全体設計)に係る申請書類及び国からの承認書に、次の各号に定める書類を添えて」とする。

附 則 (平成31年3月28日30都市建企第1327号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年10月1日31都市建企第629号)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月16日31都市建企第1192号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月24日2都市建企第1377号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月16日3都市建企第1155号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月24日4都市建企第1069号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年9月4日6都市建企第467号)

この要綱は、令和6年9月30日から施行する。

別表 1

費用の 区分	補助対象事業費の限度額	補助額
耐震アドバイザー 派遣に要する費用	1 回につき 50,000 円以内の額（ただし、 20 回を限度とする。）	イ 建物所有者が直接耐震アドバイザー ーを利用する場合 補助対象事業費 の 1 / 6 以内かつ区市町村の補助額 から国の補助額を控除した額の 1 / 2 以内の額 ロ 区市町村が耐震アドバイザー派遣 事業を行う場合 補助対象事業費の 1 / 4 以内かつ区市町村の補助額か ら国の補助額を控除した額の 1 / 2 以内の額
耐震診断に要する費用	イ 床面積 1,000 m ² 以内の部分の場合 3,670 円 / m ² 以内の額 ロ 床面積 1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内 の部分の場合 1,570 円 / m ² 以内の額 ハ 床面積 2,000 m ² を超える部分の場合 1,050 円 / m ² 以内の額 ただし、設計図書の復元、第三者機 関の判定等の通常の耐震診断に要す る費用以外の費用を要する場合は、当 該額に 1,570,000 円を限度として加算 した額を限度とする。	イ 建物所有者が耐震診断を行う場合 補助対象事業費の 17 / 60 以内かつ区 市町村の補助額から国の補助額を控 除した額の 1 / 2 以内の額 ロ 区市町村が耐震診断を行う場合 補助対象事業費の 1 / 4 以内かつ区 市町村の補助額から国の補助額を控 除した額の 1 / 2 以内の額
補強設計に要する費用	イ 床面積 1,000 m ² 以内の部分の場合 5,000 円 / m ² 以内の額 ロ 床面積 1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内 の部分の場合 3,500 円 / m ² 以内の額 ハ 床面積 2,000 m ² を超える部分の場合 2,000 円 / m ² 以内の額	補助対象事業費の 1 / 4 以内かつ区 市町村の補助額から国の補助額を控除 した額の 1 / 2 以内の額

耐震改修、建替え又は除却に要する費用	イ 耐震改修の場合 (イ) 耐震診断の結果、I_s 値が 0.3 未満相当若しくは I_w 値が 0.7 未満相当又は倒壊の危険性が高いと判断された建築物 56,300 円/㎡以内かつ 1 棟当たり 563,000,000 円以内の額 ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は 83,800 円/㎡以内かつ 1 棟当たり、838,000,000 円を限度とする。 (ロ) (イ) 以外の建築物 51,200 円 / ㎡ かつ 1 棟 当 たり 512,000,000 円以内の額 ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は、83,800 円/㎡以内かつ 1 棟当たり 838,000,000 円を限度とする。 (ハ) 耐震診断の結果、I_s 値が 0.3 未満相当若しくは I_w 値が 0.7 未満相当又は倒壊の危険性が高いと判断されたマンション 55,200 円/㎡以内かつ 1 棟当たり 552,000,000 円以内の額 ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は 83,800 円/㎡以内かつ 1 棟当たり、838,000,000 円を限度とする。 上記の規定にかかわらず、10,000 ㎡を超える分譲マンションについては、10,000 ㎡を超える部分の建物の床面積に 27,600 円/㎡（免震工法等を含む特殊な工法による場合は 41,900 円/㎡）を乗じた額に 552,000,000 円（免震工法等を含む特殊な工法による場合は 838,000,000 円）を加えた額を限	補助対象事業費の 1 / 4 以内かつ区市町村の補助額から国の補助額を控除した額の 1 / 2 以内の額（分譲マンション以外の建築物の 5,000 ㎡を超える部分については、補助対象事業費の 1 / 8 以内かつ区市町村の補助額から国の補助額を控除した額の 1 / 2 以内の額）
---------------------------	--	---

	度とする。 (二) (ハ) 以外のマンション 50,200 円/㎡以内かつ 1 棟当たり 502,000,000 円以内の額 ただし、免震工法等を含む特殊な工法 による場合は、83,800 円/㎡以内かつ 1 棟当たり 838,000,000 円を限度とする。 上記の規定にかかわらず、10,000 ㎡を 超える分譲マンションについては、 10,000 ㎡を超える部分の建物の床面積 に 25,100 円/㎡(免震工法等を含む特殊 な工法による場合は 41,900 円/㎡) を乗 じた額に 502,000,000 円(免震工法等 を含む特殊な工法による場合は 838,000,000 円)を加えた額を限度とす る。 (ホ) 住宅(マンションを除く。)の場 合 34,100 円/㎡以内かつ 1 棟当たり 341,000,000 円以内の額 ロ 建替えの場合 イに定める額(耐震改修に要する費 用相当額)又は建替えに要する費用の いずれか少ない額を限度とする。 ハ 除却の場合 イに定める額(耐震改修に要する費 用相当額)又は除却に要する費用のい ずれか少ない額を限度とする。	
--	---	--

※ 補助金の額は、千円未満の額を切り捨てるものとする。

※ 耐震診断においては 7/30、補強設計においては 1/6、耐震改修等においては 1/6 (分譲マンション以外の 5,000 ㎡を超える部分については 1/12) を超える補助率とする場合は、以下の要件を満たすものとする。

- 個別訪問等(電話・郵送等を含む)、耐震診断を支援した建物所有者に対してのフォローアップ及び耐震化の必要性に係る普及啓発等の耐震化を促進する取組について定めた実施計画を策定し、都に提出及び区市町村ホームページ等に公表し、取組実績を都に提出及び区市町村ホームページ等に公表すること。

別表 2

費用の 区分	補助対象事業費の限度額	補助額
用 耐震アドバイザー派遣に要する費	1 回につき 50,000 円以内の額（ただし、20 回を限度とする。）	イ 建物所有者が直接耐震アドバイザー派遣を利用する場合 補助対象事業費の $\frac{1}{6}$ 以内かつ区市町村の補助額から国の補助額を控除した額の $\frac{1}{2}$ 以内の額 ロ 区市町村が耐震アドバイザー派遣事業を行う場合 補助対象事業費の $\frac{1}{4}$ 以内かつ区市町村の補助額から国の補助額を控除した額の $\frac{1}{2}$ 以内の額
補強設計又は建替設計に要する費用	イ 床面積 1,000 m ² 以内の部分の場合 5,000 円／m ² 以内の額 ロ 床面積 1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内の部分の場合 3,500 円／m ² 以内の額 ハ 床面積 2,000 m ² を超える部分の場合 2,000 円／m ² 以内の額	補助対象事業費の $\frac{1}{6}$ に、補助対象事業費の $\frac{1}{6}$ 以内かつ区市町村の負担額以内の額を加えた額

耐震改修、建替え又は除却に要する費用	イ 耐震改修の場合 (イ) 耐震診断の結果、I_s 値が 0.3 未満相当若しくは I_w 値が 0.7 未満相当又は倒壊の危険性が高いと判断された建築物 56,300 円/㎡以内かつ 1 棟当たり 563,000,000 円以内の額 ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は 83,800 円/㎡以内かつ 1 棟当たり、838,000,000 円を限度とする。 (ロ) (イ) 以外の建築物 51,200 円/㎡以内かつ 1 棟当たり 512,000,000 円以内の額 ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は 83,800 円/㎡以内かつ 1 棟当たり、838,000,000 円を限度とする。 (ハ) 耐震診断の結果、I_s 値が 0.3 未満相当若しくは I_w 値が 0.7 未満相当又は倒壊の危険性が高いと判断されたマンション 55,200 円/㎡以内かつ 1 棟当たり 552,000,000 円以内の額 ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は 83,800 円/㎡以内かつ 1 棟当たり、838,000,000 円を限度とする。 上記の規定にかかわらず、10,000 ㎡を超える分譲マンションについては、10,000 ㎡を超える部分の建物の床面積に 27,600 円/㎡（免震工法等を含む特殊な工法による場合は 41,900 円/㎡）を乗じた額に 552,000,000 円（免震工法等を含む特殊な工法による場合は 838,000,000 円）を加えた額を限	補助対象事業費の 1 / 6 に、補助対象事業費の 1 / 6 以内かつ区市町村の負担額以内の額を加えた額（区市町村が補助対象事業費の 9 / 10 以上を補助する分譲マンション以外の建築物の 5,000 ㎡を超える部分については、補助対象事業費の 1 / 12 に、補助対象事業費の 1 / 12 以内かつ区市町村の負担額以内の額を加えた額）
---------------------------	---	---

	度とする。 (ニ) (ハ) 以外のマンション 50,200 円/㎡以内かつ 1 棟当たり 502,000,000 円以内の額 ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は 83,800 円/㎡以内かつ 1 棟当たり、838,000,000 円を限度とする。 上記の規定にかかわらず、10,000 ㎡を超える分譲マンションについては、10,000 ㎡を超える部分の建物の床面積に 25,100 円/㎡（免震工法等を含む特殊な工法による場合は 41,900 円/㎡）を乗じた額に 502,000,000 円（免震工法等を含む特殊な工法による場合は 838,000,000 円）を加えた額を限度とする。 (ホ) 住宅（マンションを除く。） 34,100 円/㎡以内かつ 1 棟当たり 341,000,000 円以内の額 ロ 建替えの場合 イに定める額（耐震改修に要する費用相当額）又は建替えに要する費用のいずれか少ない額を限度とする。 ハ 除却の場合 イに定める額（耐震改修に要する費用相当額）又は除却に要する費用のいずれか小さい額を限度とする。	
--	--	--

※ 補助金の額は、千円未満の額を切り捨てるものとする。

別表 3

費用の 区分	加算の基礎となる額	加算額
耐震改修、 建替え又は 除却に要する 費用	住宅及び建築物の耐震改修、建替え又は除却に要する費用（実際の工事費をいう。）の面積当たりの単価と 76,800 円（マンションの場合は 75,300 円を、住宅（マンションを除く。）の場合は 51,150 円）とを比較していずれか低い額から 56,300 円（マンションの場合は 55,200 円、住宅（マンションを除く。）の場合は 34,100 円）を引いた額を面積当たりの単価とし、当該単価に建物の床面積の合計を乗じた額 ただし、1 棟当たり別表 2 の耐震改修工事に要する費用の補助対象事業費と合わせて 768,000,000 円（マンションの場合は 753,000,000 円、住宅（マンションを除く。）の場合は 511,500,000 円）以内の額とする。 上記の規定にかかわらず、10,000 m² を超える分譲マンションについては、10,000 m² を超える部分の建物の床面積に 10,050 円 / m² を乗じた額に 753,000,000 円を加えた額と実際の工事費とを比較していずれか低い額を限度とする。	加算の基礎となる額の 17/30 に、加算の基礎となる額の 1/6 以内かつ区市町村が加算の基礎となる額に対して補助する額から加算の基礎となる額の 17/30 を控除した額の 1/2 以内の額を加えた額（区市町村が補助対象事業費の 9/10 以上を補助する分譲マンション以外の建築物の 5,000 m² を超える部分については、加算の基礎となる額の 23/60 に、加算の基礎となる額の 1/12 以内かつ区市町村が加算の基礎となる額に対して補助する額から加算の基礎となる額の 23/60 を控除した額の 1/2 以内の額を加えた額）

※ 補助金の額は、千円未満の額を切り捨てるものとする。

※ 区市町村が加算部分について補助する額が加算額に千円を加えた額に満たない場合は、この表による加算をすることができない。

※ 免震工法等を含む特殊な工法により面積単価当たりの単価に 83,800 円/m²を採用した場合又は耐震改修、建替え又は除却に要する費用（実際の工事費をいう。）の面積当たりの単価が 56,300 円/m²（マンションの場合は 55,200 円/m²、住宅（マンションを除く。）の場合は 34,100 円/m²）に満たない場合は、この表による加算をすることができない。

別表 4

費用の 区分	加算の基礎となる額	加算額
耐震改修、 建替え又は 除却に要する 費用	イ 賃貸住宅の場合 120,000 円に戸数を乗じた額以内 の額	区市町村が加算の基礎となる額（イ及び ロ各号の合計額）に対して補助する額の 1 / 2 以内の額
	ロ 住宅以外の用途の賃貸借の場合 （イ） 占有面積が 100 m ² 未満の場合 360,000 円に件数を乗じた額以内 の額	
	（ロ） 占有面積が 100 m ² 以上 200 m ² 未満の場合 720,000 円に件数を乗じた額以内 の額	
	（ハ） 占有面積が 200 m ² 以上 500 m ² 未満の場合 1,440,000 円に件数を乗じた額以内 の額	
	（ニ） 占有面積が 500 m ² 以上の場合 3,600,000 円に件数を乗じた額以内 の額	

※ 補助金の額は、千円未満の額を切り捨てるものとする。

※ 区市町村が加算部分の補助を行わない場合は、この表による加算をすることができない。

別表 5

費用の 区分	加算の基礎となる額	加算額
耐震改修、 建替え又は 除却に要する 費用	イ 賃貸住宅の場合 150,000 円に戸数を乗じた額以内 の額	区市町村が加算の基礎となる額（イ及び ロ各号の合計とする。）に対して補助す る額の 2 / 3 以内の額
	ロ 住宅以外の用途の賃貸借の場合 (イ) 占有面積が 100 m ² 未満の場合 450,000 円に件数を乗じた額以内 の額	
	(ロ) 占有面積が 100 m ² 以上 200 m ² 未満の場合 900,000 円に件数を乗じた額以内 の額	
	(ハ) 占有面積が 200 m ² 以上 500 m ² 未満の場合 1,800,000 円に件数を乗じた額以内 の額	
	(ニ) 占有面積が 500 m ² 以上の場合 4,500,000 円に件数を乗じた額以内 の額	

※ 補助金の額は、千円未満の額を切り捨てるものとする。

※ 区市町村が加算部分の補助を行わない場合は、この表による加算をすることができない。

別表 6

費用の 区分	補助対象事業費の限度額	補助額
耐震性能向上に要する費用	イ 建築物 45,040 円 / m² かつ 1 棟 当 たり 450,400,000 円以内の額 ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は、67,040 円/m²以内かつ1棟当たり 670,400,000 円を限度とする。 ロ マンション 44,160 円 / m² 以内かつ 1 棟 当 たり 441,600,000 円以内の額 ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は、67,040 円/m²以内かつ1棟当たり 670,400,000 円を限度とする。 ハ 住宅（マンションを除く。） 27,280 円 / m² 以内かつ 1 棟 当 たり 272,800,000 円以内の額	補助対象事業費の 5 / 9 以内かつ区市町村の補助額の 2 / 3 以内の額

※ 補助金の額は、千円未満の額を切り捨てるものとする。